

令和5年(2023年)11月10日
障がい者施策推進専門分科会
児童部 子育て政策室
こども発達支援センター

子育て支援センターの設置について

1 概要

令和6年(2024年)4月の改正児童福祉法の施行に伴い、市町村は、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の機能を一体的に提供し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機関の設置に努めることとされました。

これまで、本市では、健康医療部(母子保健課)に子育て世代包括支援センターを、児童部(家庭児童相談室)に子ども家庭総合支援拠点を設置し連携しながら業務にあたってきました。

令和6年度から、母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ子育て支援センターを児童部に設置し、さらに子供の発達支援機能も加え、切れ目のない一体的な相談支援体制の構築を図るものです。

2 組織体制

- (1)すこやか親子室
 - ア 母子保健課(健康医療部から移管)
 - イ 子育て政策室 発達支援担当(障がい児通所支援に関する業務)
- (2)家庭児童相談室
- (3)こども発達支援センター

3 業務内容

- (1)児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- (2)保健指導、健康診査等
- (3)関係機関等との総合調整、地域資源の開拓
- (4)支援を要する子供・妊産婦等へのサポートプランの作成
- (5)障がい児支援等の子供の発達支援(本市独自の追加業務)

4 期待する効果等

- (1)妊娠期から子育て期の複雑・多様化する課題や支援ニーズに応じた相談やサービス提供が可能になります。
- (2)母子保健と児童福祉との情報共有やアプローチにより、予防的視点を持って地域資源や必要なサービスにつなぐ等、切れ目のない包括的な支援をめざします。